げんき訪問看護ステーション 指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護]

事業運営規程

(事業の目的)

第1条株式会社nJOYが設置するげんき訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

- 第2条 1.事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
 - **2.**利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3.利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4.事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保 健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5.指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 - 6.前5項のほか、「川崎市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月14日川崎市基準条例)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

- 第3条1. 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
 - 2.利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3.事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
 - 4.事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5.指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、 主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
 - 6.前5項のほか、「川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」(平成24年12月14日川崎市条例)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 1. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行 うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

- 第5条 1.事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称げんき訪問看護ステーション
 - (2) 所 在 地 神奈川県 川崎市 中原区 新丸子町 7 1 5 1 0 パ -ク サ イ ド パレス 1 \mathbf{F}

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第6条 1.事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 看護師 1名(常勤職員) 管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] が行われるよう必要 な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
 - (2)看護職員4名看護師3名(常勤3名、非常勤1名)准看護師0名(常勤0名、非常勤0
 - 名) 看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問 看護 〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。
 - (3) 理学療法士 0名
 - (4) 事務職員 0名(常勤0名 非常勤0名) 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第7条事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日月曜日から金曜日までとする。 ただし、祝日、12月30日から1月5日までを除く。
 - (2) 営業時間午前9時から午後18時までとする。
 - (3) サービス提供時間午前9:30から午後17:30とする。
 - (4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の内容)

第8条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう 妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。 (1) 訪問看護計画書の作成及び利用 者又はその家族への説明 利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、 当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
- (3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)

- 第9条 1. 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬 告示上の額とし、そのサービスが法定 代理 受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるも のとする。 なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の 算定に関する基準」 (平成12年2月10日厚生省告示第19号) によるものとする。
 - 2. 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定 代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。 なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する 基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。
 - 3. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。 なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。 (1) 事業所から片道10キロメートル 未満0円
 - (2) 事業所から片道10キロメートル以上1000円
 - 4.前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料 (個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。 5.指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護]の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
 - ※料金詳細は別紙参照とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、川崎市中原区、高津区、幸区、川崎区、東京都世田谷区一部の区 域とする。

(衛生管理等)

- 第11条1.看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
 - 2.事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ 電話 装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 1.指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他 緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を 行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な 場合は、緊急搬送等の 必要な措置を講じるものとする。
 - 2.利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3.事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- **4.** 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第13条1.指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
 - 2.事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3.本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 1.事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2.事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 3.訪問看護記録書等は情報通信機器を用い電子媒体にて管理を行うものとする
 - 4.利用者以外の者(家族等)の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。
 - 5.事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的 記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏 洩を防止するものとする。
 - 6. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条1.事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - 2.事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者 (利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 1.感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定 介護予防訪問看護〕の 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を 図るための計画(以下「業 務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な 措置を講じるものとする。
 - 2.従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施するものとする。 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

- 第17条1.安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、 職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。
 - 3.前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 4.利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を凍やかに行なう。

(その他運営に関する留意事項)

- 第18条1.事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修採用後6ヵ月以内
 - (2) 継続研修年1回
 - 2.従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。退職後も同様とする。
 - 3.事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容と する。
 - 4.事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。
 - 5.事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
 - 6.この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて 定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

介護保険の利用者負担額

1 単位: 11.12 円 (川崎市 2 級地)

総単位数に地域単価 (川崎:11.12円) を掛けた額が費用総額となります費用総額の1割~3割が利用者負担額となります

介護保険(介護予防も同様)		サービス内容略称	訪問看 護 単位数	予防 訪看 単位 数	利用者負担額 (介護 1 割) (予防 1 割)	利用者負担額 (介護2割) (予防2割)	利用者負担額 (介護3割) (予防3割)	
	20分未満		訪問看護 I 1	314	303	350 円 337 円	699 円 674 円	1048円 1011円
	3 0 分未満		訪問看護 I 2	471	451	531 円 502 円	1048円 1003円	1572 円 1505 円
訪問	30分以上60分未満		訪問看護 I 3	823	794	922 円 883 円	1831 円 1766 円	2746 円 2649 円
看護	60分以上90分未満		訪問看護 I 4	1,128	1,09 0	1,261 円 1,212 円	2509 円 2424 円	3763 円 3636 円
費	理学療法士作業療法士	(B) 40 分/回	訪問看護 I 5 × 2	588	568	668円632	1308 円 1264 円	1962 円 1895 円
		(C) 60分/回	訪問看護 I 5・2超 × 3	795	426	904 円 474	1768円 —	2652 円 —

- ※ 利用者負担額にはサービス提供体制加算6単位/回(予防は加算なし)が含まれる
- ※ 1日に3回以上訪問看護 I 5を行う場合(C)、1回に付き所定単位数に90/100(要介護)・50/10
- 0(予防) を乗じた単位数で算定する
- ※ 早朝(6時~8時)・ 夜間(18時~22時)は25%増、深夜(22時~翌6時)は50%増
- 但し、緊急訪問の場合は月の2回目以降から加算される

加算	サービス提供体制加算(1回	げっと゛ス提供体制強((1割)7円/(2割)14円/(3割)20円			
Ŧ	緊急訪問看護加算(月1回)	緊急時訪問間加算	600 単位	(1割) 668円/(2割) 1335円/(3割) 2002円		
	特別管理加算(月1回)	特別管理加算(I)	500 単位	(1割) 556円/(2割) 1112円/(3割) 1668円		

			特別管理加算(Ⅱ)	25	50 単位	(1割) 278円/(2割) 556円/(3割) 834円		
	ターミナルケア加算 (適応時・予防除く)		ターミナルケア加算	2,500 単位		(1割)2780円/(2割)5560円/ (3割)8340円		
	長時間訪問看護加算(1回に つき)		長時間訪問加算	300 単位		(1割)334円/(2割)668円/ (3割)1001円		
	複数名訪問加算		30分未満	複数名 訪問加	2	54 単位	(1 割)284 円/(2 割) 565 円/(3 割)848 円	
	(1回につき)		3 0分以上	算 I	4(02 単位	(1 割)447 円/(2 割) 894 円/(3 割)1341 円	
	看護体制強化加算(月1回)		看護体制強化加算Ⅱ	20	00 単位	223 円		
	退院時共同指導加算		退院時共同指導加算	600 単位		(1割) 668円/(2割) 1335円/(3割) 2002円		
	初回加算 専門管理加算 (月 1 回)		初回加算(I)	350 単位		(1割) 668円/(2割) 668円/(3割) 1001円		
			初回加算(Ⅱ)	300 単位		(1割) 390円/(2割) 799円/ (3割) 1168円		
			専門管理加算	250 単位		(1割)278円/(2割)556円/ (3割)834円		
	その他の費用		・永眠時の処置代 20,000円・自費の訪問看護 5,000円/30分・日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます					
	キャンセル料		キャンセル料は請求いたしません					
	交通費		事業所から片道 10km 以上、自動車を使用した場合 1 , 0 0 0円/1回					
通常	通常のサービス提供を超え る費用			区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合などは、介護保険枠外のサービスとなり全額自己負担となります				

■特別管理加算 : 厚生労働大臣が定める状態

特別管理加算	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気					
I 500 単位	管切開 患者指導管理を受けている状態					
	気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態					
特別管理加算	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法					
Ⅱ 250 単位	指導管 理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在					
	宅持続陽圧呼 吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けて					
	いる状態					
人工肛門、人工膀胱を設置している状態						
真皮を超える褥瘡の状態						
	点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態					

■厚生労働大臣が定める疾病等 : 訪問看護の回数制限が除外され、介護保険利用者であっても医療保険の扱いとなります

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋 ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステー ジ3以上であって生活機能障害度がII 度又はIII 度のものに限る))、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳 萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋 萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

- ■訪問看護は主治医の指示のもとに行っているため、主治医が交付した訪問看護指示書が必要となり、状態によって 1~6 ヵ月に 1 回 発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますのでご了承ください。
- ■受給者証の種類によって公費負担が適用となり自己負担額が軽減される場があります。

訪問看護料金表(医療保険)

【健康保険料金表】

<基本料金>

(老人) 訪問看護療養費(I)

	療養費	訪問の	の日数	基本療養	管理療 養費	合計利用	ご利用者負担金額			
	区分	月の日数	週の日数	費		額	1割	2割	3割	
			週3日 まで	5550 円	7670 円	13220 円	1322 円	2644 円	3966 円	
	(I)通常 (I)同一	1日目	週 4 日 以降※1	6550 円		14220 円	1422 円	2844 円	4266 円	
	建物居住 者/同一 日/2 人	2日目~	週3日 まで 5550円	3000円	8550 円	855 円	1710円	2565 円		
	D/2 X	206~	週4日 以降	6550 円	3000 🖂	9550 円	955 円	1910円	2865 円	
		1日目	週3日 まで	2780 円	7670 円	10450 円	1045 円	2090 円	3135 円	
	一建物店		週 4 日 以降※1	3280 円		10950 円	1095 円	2190円	3285 円	
	I DI E	2 日目~	週3日 まで	2780 円	2000 III	5780 円	578 円	1156 円	1734 円	
		206~	週4日 以降	3280 円	3000円	6280 円	628 円	1256 円	1884 円	
	(Ⅲ)外泊 者	入院中 1	回※2	8500 円		8500 円	850 円	1700円	2550 円	

[※]医療保険による訪問看護は、原則1日1回(1回の訪問は90分まで)、週3日までとなっています。

忠、病名等によっては、複数訪問や90分以上の訪問、週4日以上の訪問が可能です。

^{※1} 週は日曜日を起点とするため、前月から続き訪問の場合は、月の1日目であっても週4日目以降を算定する場合があります

^{※2} 入院中2回まで算定出来ます。

その他加算金額

	項	利用料	ご利用者負担金額			
	- Al	金	1割	2割	3 割	
	難病等複数訪問看護加算	2回/日	4500円	450円	900円	1350円
		3回以上/日	8000円	800円	1600円	2400円
	退院時共同指導加算	原則として退院時 1 回※	8000円	800円	1600円	2400円
	特別管理加算	厚生労働省の規定に準じる※	2500円	250円	500円	750 円 1500 円
	特別管理指導加算	厚生労働省の規定に準じる※	2,000円	200円	400円	600円
	2.4時間対応体制加算 ロ	厚生労働省の規定に準じる※	6520円	652 円	1304円	1956円
	BY 44. 54.55 ME AN 44.46	月 14 日目まで	2,650円	265 円	530円	795 円
	緊急訪問看護加算	月 15 日目以降	2,000円	200円	400円	600円
0	訪問看護情報提供療養費 1 訪問看護情報提供療養費 2 訪問看護情報提供療養費 3	市町村への情報提供 義務教育緒学校への情報提供 入院又は入所時の保険医療機 関等への情報提供	1500円 1500円 1500円	150 円 150 円 150 円	300 円 300 円 300 円	450円 450円 450円
	訪問看護ターミナル療養費1 訪問看護ターミナル療養費2	厚生労働省の規定に準じる※	25000円 10000円	2500 円 1000 円	5000円 2000円	7500 円 3000 円
	長時間訪問看護加算	厚生労働省の規定に準じる※	5200円	520 円	1040円	1560円
	在宅患者連携指導加算	厚生労働省の規定に準じる※	3000円	300円	600円	900円
	退院支援指導加算	厚生労働省の規定に準じる※	6000円	600円	1200円	1800円
	在宅患者緊急時等カンファレ ンス加算	月2回まで	2000円	200円	400円	600円
	後期高齢者終末期相談支援療 養費	利用者の死亡時算定	2000円	200円	400円	600円
	訪問看護基本療養費(Ⅲ)	厚生労働省の規定に準じる※	8500円	850円	1700円	2550円
	訪問看護療養費	夜間・早朝加算 (6~8 時・18 時~22 時)	2100円	210円	420円	630円
	訪問看護療養費	深夜加算(22 時~6 時まで)	4200円	420円	840円	1260円
	看護・介護職員連携強化加算	厚生労働省の規定に準じる※	2500円(月1回)	250 円	500円	750円
	乳幼児加算 1(6歳未満)/日	下記以外の 6 歳未満の乳幼児	1300円	130円	260円	390円
	乳幼児加算 2(6歳未満)/日	超重症児又は準超重症児・別表 第7・別表第8 に掲げる者	1800円	180円	360円	540円
	訪問看護ベースアップ評価料(1)	厚生労働省の規定に準じる※	780円	78円	156円	234 円
	訪問看護医療 DX 情報活用加算 R6.7-	厚生労働省の規定に準じる※	50円	5円	10円	15円
7	専門管理加算₽	月1回4	2500 円🖰	250 円↩	500円↩	750 円